

情報

なび



市役所・各総合支所への
申し込みや問い合わせは
日光市役所
〒321-1292
日光市今市本町1番地
☎22-1111(代表)

☒…日光総合支所
〒321-1492
日光市中鉢石町999番地
☎54-1111(代表)

☒…藤原総合支所
〒321-2595
日光市藤原1番地
☎76-1111(代表)

☒…足尾総合支所
〒321-1523
日光市足尾町松原1番19号
☎93-3111(代表)

☒…栗山総合支所
〒321-2712
日光市日蔭575番地
☎97-1111(代表)



お知らせ

行財政改革の取組方針

市では行財政改革の取組方針をまとめた「日光市における行財政改革の取組み」を策定しました。

この方針は、合併協議のなかで検討されたもので、日光市の将来像を見据え、事務事業の見直しや職員定員の適正化などの方針をまとめました。

今後、市民の皆さんにご意見をいただきながら、新たに策定する「行政改革大綱」などに反映していきます。

この方針の詳しい内容は、5月1日発行の広報紙で紹介する予定です。また、行革・情報推進課および各総合支所の総務課ならびに市のホームページで閲覧することができます。

くわしくは

行革・情報推進課 ☎(21)5147
 回総務課 ☎(54)1112
 藤総務課 ☎(76)4100
 足総務課 ☎(93)3111
 栗総務課 ☎(97)1112
 ホームページ <http://www.city.nikko.lg.jp>

乳幼児医療費助成制度が改正されました

これまでは小学校入学前までのお子さんが助成対象でしたが、4月1日から小学校3年生までが対象になりました。また、名称も「子ども医療費助成制度」に変更されました。

主な変更点

受給期間 出生日または転入日から9歳に達する日以後の最初の3月31日まで

助成方法

◎3歳未満のお子さん…県内の医療機関を受診した際、「子ども医療費受給資格者証」と保険証を提示してください。窓口で医療費を支払う必要はありません。

※県外の医療機関については従来どおり助成申請書を提出する必要があります。

◎3歳以上のお子さん…従来どおり、医療機関の窓口で医療費を支払ってください。その後、助成申請書に医療機関で保険点数の証明をもらい(または保険診療分の金額が分かる領収書の写しを添付)、必要事項を記

入の上、左記窓口または市役所市民課、各支所・出張所、市民サービスセンターに提出してください。

自己負担の導入 3歳から小学校3年生までのお子さんについては、薬局を除く医療機関ごと(総合病院など複数の診療科を持つ医療機関においては診療科ごと)に、自己負担分として月額500円を控除した額を助成します。

※同一月に同じ診療科を複数回受診した場合、申請書をそれぞれ別の月に提出すると、自己負担分が二重に控除されてしまいます。同一月に受診した申請書はまとめて提出してください。

なお、新しい資格者証を3月下旬に発送しました。届いていない方は左記までご連絡ください。

くわしくは

今市保健福祉センター ☎(21)2756
 回健康福祉課 ☎(54)1111
 藤健康福祉課 ☎(76)4105
 足健康福祉課 ☎(93)3111
 栗栗山保健センター ☎(97)1141

杉並木公園ギャラリー 利用申請窓口の変更

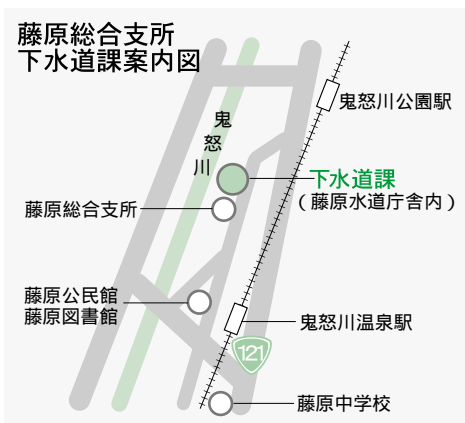
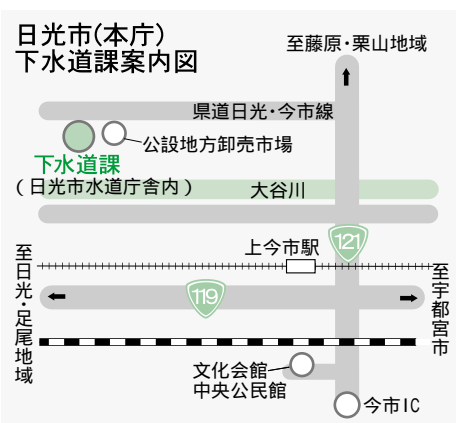
申請窓口が、4月1日から変更になりました。利用を希望する方は公共施設振興公社(今市文化会館隣)で申請手続きをしてください。なお、5月までは生涯学習課でも受け付けます。

くわしくは

生涯学習課 ☎(21)5182
 公共施設振興公社 ☎(22)6163

下水道課事務所の移転

本庁および藤原総合支所の下水道課は、3月20日からそれぞれ次の場所に移転しました。



くわしくは

下水道課 〒321-1264 日光市頼尾1640-34 ☎(21)5150
 藤原下水道課 〒321-2521 日光市藤原1-6 ☎(76)4108